「静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針」改定概要

改定の目的・方向性

目的

・県は、都市計画法に基づき都市計画区域ごとに、長期的な視点に立った都市の将来像とその実現に向けた道筋を示す都市計画区域マスタープランを策定しており、社会経済情勢の変化に対応するため、概ね５年ごとに見直しを行っている。
・都市を取り巻く社会経済情勢の変化に加え、新たな潮流等に対応するため、策定から 10 年が経過した「静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針」（H25.10）の改定を行い、各都市計画区域マスタープランの次回定期見直しを実施する。
・今回の改定は、現策定方針の３編構成を継承しつつ、各編について必要な更新・追記等を行う。

改定の経緯

本県の策定方針は図２のように策定・改定を行ってきた。

改定の方向性

① 県が目指す将来都市構造を明確にする（集約連携型都市構造）。
② 新たな潮流（SDGs、脱炭素、ウォーカブル等）を反映する。
③ 新たな法制度（流域治水、立地適正化計画、事前復興計画等）、新たな技術（DX 等）を反映する。
④ 都市計画区域マスタープランの記載内容・レベルを統一する。

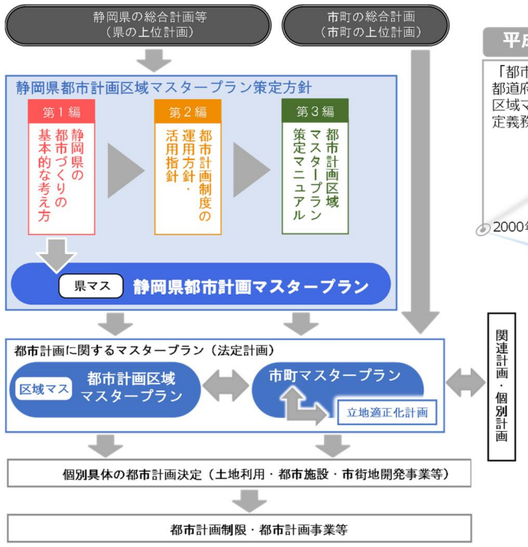

図１　策定方針の位置づけ

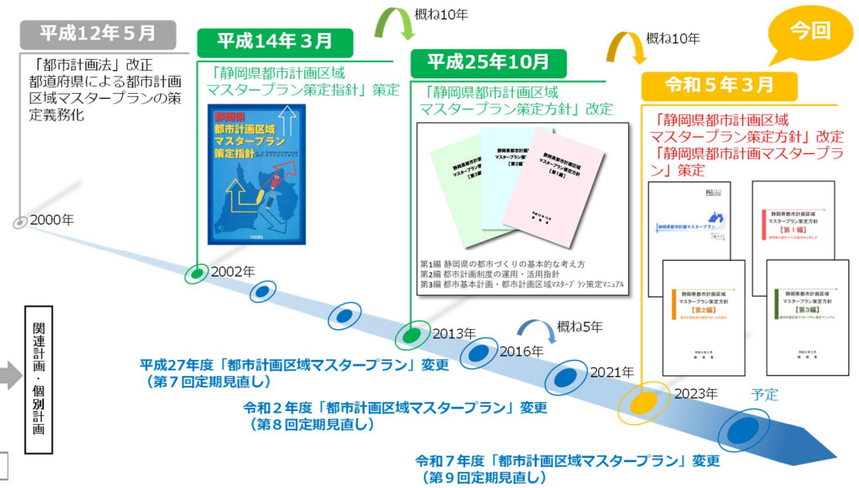

図２　策定方針の改定

改定概要

第１編　静岡県の都市づくりの基本的な考え方

主な改定内容

・近年の都市づくりの課題を整理し、新たな都市づくりの基本理念と目標を設定
・持続可能な都市構造として、本県が目指す集約連携型都市構造を具体的に検討
・拠点と連携軸の配置は、定量的な分析・評価を実施
・第１編をとりまとめ、県全体の都市づくりの考え方を示す「静岡県都市計画マスタープラン(県マス)」を新たに作成し、各都市計画区域マスタープランにも反映

図３　県マス

都市づくりの基本理念

静岡県の魅力と活力を継承する、
持続可能な集約連携型都市づくり

都市づくりの目標

① 魅力と活力が持続する都市づくり
② 大規模な自然災害に対応できる都市づくり
③ 環境負荷の小さな都市づくり
④ 快適な都市空間と機能的な都市活動を確保する都市づくり
⑤ 高度なサービスを提供する次世代型都市づくり
⑥ 豊かな自然・農林漁業と共生する都市づくり

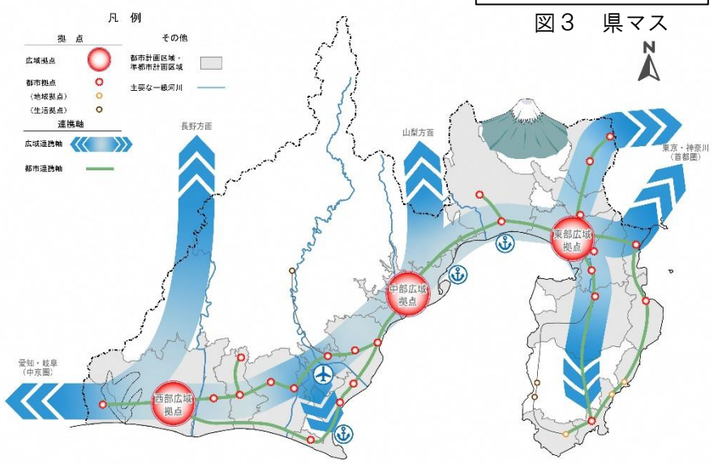

図４　静岡県の将来都市構造図

第２編　都市計画制度の運用方針・活用指針

主な改定内容

・区域区分の考え方を再整理
・都市防災（立地適正化計画と連携した土地利用、流域治水、事前復興計画等）を追加
・都市計画情報のオープン化（DX 等）を追加
・人中心の都市空間創出（ウォーカブル等）を追加

図５　流域治水

図６　３Ｄ都市モデル

図７　沼津市の事例

図８　伊豆市の事例
（松原公園津波避難複合施設イメージ図）

第３編　都市計画区域マスタープラン策定マニュアル

主な改定内容

・都市計画区域マスタープランの記載項目・記載内容の見直し
・記載内容と併せて、記載例（フォーマット）を追加

1 都市計画の目標	（１）都市づくりの基本理念	県マスの理念、目標を踏まえ各都市計画区域の特徴を反映
	（２）地域毎の市街地像	県の将来都市構造を踏まえ拠点や連携軸を配置
2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	（１）区域区分の決定の有無	区域区分の有無の判断
	（２）区域区分の方針	将来における人口、産業等の規模
3 主要な都市計画の決定方針	（１）土地利用	都市防災に関する方針を追加
	（２）都市施設	広域的・根幹的施設の配置方針
	（３）市街地開発事業	
	（４）自然的環境	

図９　都市計画区域マスタープラン記載内容